

〔災害復旧貸付の概要〕

【対象者】

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

【金利】（いずれも平成27年10月1日現在、貸付期間5年の場合）

○沖縄振興開発金融公庫

中小企業資金 → 基準利率1.10%

生業資金 → 基準利率（災害貸付）1.15%

○商工組合中央金庫 → 所定の利率（相談の上決定）

【貸付限度額】

○沖縄振興開発金融公庫

中小企業資金 → 別枠で1億5,000万円
（代理貸付：7,500万円）

生業資金 → 各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円
（代理貸付：1,500万円）

○商工組合中央金庫 → 別枠で1億5,000万円

【貸付期間】

設備資金・運転資金とも10年以内（据置期間2年以内）

※沖縄振興開発金融公庫生業資金においては、
上記は基本資金を適用した場合の融資期間（据置期間）

【担保特例】

沖縄振興開発金融公庫（中小企業資金・生業資金）
→ 直接貸付・代理貸付とも、弾力的に取り扱う。